

# 現代中国の農村社会

——パリシュ、ホワイト共著『現代中国の村落と家族』——

William L. Parish and Martin King Whyte, *Village and Family in Contemporary China*, Chicago and London, The University of Chicago Press, 1978, xiii+419 p.

なか がね か つ じ  
中 兼 和 津 次

はじめに

- I 分析枠組
  - II 農村社会における変化と継続性
  - III 村落のタイプと社会変化
  - IV 村落の変動のプロセスと現制度の安定性
  - V 結びにかえて
- 若干のコメント——

はじめに

私がかつて次のように書いた。「不思議なことであるが、現代中国の農村における人々の面識範囲、通婚圏や帰属意識といった、農村社会にかんするもっとも基本的な事項さえも従来不問のままにされていた。それゆえ、人民公社の『経済学』と並び（あるいはそれ以前に）人民公社のいわば『社会学』の考察が現在もっとも求められているともいえようか」<sup>〔注1〕</sup>。しかし Parish, W. L. and M. K. Whyte, *Village and Family in Contemporary China*（以下、本書と呼ぶ。ページ数は断わらないかぎり、本書のページ数を示す）を読み、またその周辺の文献をサーベイして、こうした批判と要請は、日本の中国研究にのみ当てはまることだったような気がしてくる。

解放以前の中国農村にかんしては、日本の社会学者による総合的な、また個別的な実態調査にもとづいた調査・研究がなされた。しかし戦後、そうした伝統はどこへやら、現代中国農村社会にかんする研究と呼ぶべき研究は全く生まれなかった、と断言してよい。その原因の一つとして、確実な、現実にかんする情報の不足があげられるかもしれない。しかし本書等の研究を手にするとき、それは研究主体の意欲の不足、ないしは貧弱な発想を隠すための口実でしかなかったような気がする。

本書が秀れているのは、研究論文の三大要件ともいう

べき明確な問題関心、しっかりした分析枠組、そして質量とも十分なデータ、のいずれも備わっているためでもあるが、とりわけ多数の香港へ逃げてきた難民と面接し、詳細なデータを用意したことには驚かされる<sup>〔注2〕</sup>。香港難民の情報を積極的に利用し、現代中国社会的の研究を行なうのは、アメリカを中心とする研究者によってこれまでかなり試みられてきた。当面の関心である中国農村にかんしては、たとえば以下の諸文献が思い出される。

- 〔1〕 Barnett, Doak, *Cadres, Bureaucracy, and Political Power in Communist China*, New York, Columbia U. P., 1967.
- 〔2〕 Burns, J. P., "The Election of Production Team Cadres in Rural China: 1958-74," *China Quarterly*, No. 74 (June 1978).
- 〔3〕 Parish, William, "Socialism and the Chinese Peasant Family," *Journal of Asian Studies*, Vol. 34 (3) (May 1975).
- 〔4〕 Peltzel, J. C., "Economic Management of a Production Brigade in Post-Leap China," in *Economic Organization in Chinese Society*, ed. W. E. Willmott, Stanford, Stanford U. P., 1972.
- 〔5〕 Unger, Jonathan, "Collective Incentives in a Peasant Community: Lessons from Chen Village," *Social Scientist*, No. 58-59 (May-June 1977).
- 〔6〕 Whyte, Martin King, *Small Groups and Political Rituals in China*, Berkeley, Univ. of Calif. Press, 1974.

このうち、Barnett〔1〕は20人の元幹部に面接し、そのうち3人からとくに徹底的に聞き取り調査を行ない、中国の県、公社、大隊におけるローカル・リーダーシップの構造・機能を再構成したもので、この種の研究の魁

をなしたといえる。本書にも直接・間接に大きな影響を与えたものと想像される。Peltzel〔4〕は、広東省の“River Brigade”を対象として、その大隊の歴史、ならびに1960年代初期における行動原理について明らかにした。文革以後の中国農村を分析したものがそれ以外の諸文献であり、このうち Whyte〔6〕は、人民公社を含む特定の組織、特定の人物の経験に焦点を当て、「小組」のもつ政治儀礼 (political rituals) の現実の効果を分析しようとした。彼はそのために101人の難民に面接したという。Unger〔5〕は、広東省の“Chen Village”に地域を特定し、その村と村民の行動様式について分析した。また Burns〔2〕は、25人の難民に面接し、基層幹部の選挙が農民大衆の意見を表明する重要な手段であることを発見した。そして Parish〔3〕は、いわば本書の一つの原型をなすもので、25人の難民との面接調査に主として依拠しながら、現代中国農村の経済と社会における伝統と社会主義の関係について考察を加えた。

香港の難民情報は、情報提供者の出身地に制約されてほとんどが広東省にかぎられる。しかし、こうした情報を利用した作業の積み重ねにより、何よりもまず、「何が分かって何が分からないのか」が分かってきた。さらに、この種の研究成果を通じて、『人民日報』等の公式情報が与える中国のあるべき農村社会像 (理念) と、現実のそれとの距離が測られ、何が過去と異なり、その変化はいかなるプロセスを経て起こったのか、そしてそれは現実に有効に機能しているのか、あるいはある制度が現実に機能しているのはどのような原因があるのか、といった根本的問題——そこにこそ、パリシュとホワイトの本書における問題関心があったのであるが——に少しずつ解明の光が当てられ始めたのである。

こうしたアプローチについては、難民情報を利用することに対する政治的・イデオロギー的批判ばかりではなく、その情報の信頼性についての疑義を伴いがちである。しかし、前者の問題はともかく、後者の問題は、多数の情報の相互比較に加えて、他種の情報、たとえば本書で行なわれたように、公式情報や地方放送のデータ、解放前のデータとの突き合わせ、さらに統計学的チェックを行なうことによって大体解決しうる。バーネットは、「さまざまな動機から、その社会との結びつきを断ち切った人々から1社会についての情報を収集することには、大きな問題・陥穽があるにせよ、難民たちはもっとも重要な〔情報〕源の一つ——そしてある場合には唯

の源泉——である」(Barnett〔1〕, p. xi) と述べたが、現実を体験した人々の観察以上に、中国社会の現実を正確に伝えてくれる情報は今までの段階、また今後かなりの期間ないであろう、というのが私の実感である。問題は情報の信頼性よりも代表性にあると思われる。すなわち、中国の元農民であった情報提供者は、一般に自分の所属していた村や単位についてしか知らず、その情報はごく狭い地域を代表しているにすぎない。しかしそれも中国農村社会のミクロ的研究、たとえば上記の Peltzel〔4〕, Unger〔5〕にはかえって好都合な性格といえるかもしれないし、本書で行なったような多数の異地域の情報を比較検討することにより、完全にとはいえないにせよ解決しうるものである。

私自身、黒竜江省を対象にパリシュ、ホワイトとほぼ同様な問題関心とアプローチから中国の農村社会を見てきただけに、本書をとくに興味深く読むことができた。本稿では以下、かぎられた紙幅の中で、本書のもつきわめて豊富な問題・分析をなるべくコンパクトに紹介し、あわせて、筆者の聞き取りした黒竜江省方正県等の農村にかんする情報や上記〔1〕等の情報を必要に応じて組みこみながら、現代中国の農村社会の構造と変化、そこにおける人々の行動様式にかんするいくつかの重要な問題について考えていくことにしたい(注3)。次節では本書の分析枠組にかんする特色がとり上げられ、Ⅱ～Ⅳ節では本書で検討された三つの、しかし相互に関連する問題領域について紹介し、最後に、本書に対する二、三のコメントをつけ加えておくことにする。

(注1) 拙稿「中国——経済」(『アジア経済』第19巻第1・2号 1978年2月) 35ページ。

(注2) 直接情報提供者数65人、彼らの出身村の数63、面接時間1人平均15.2時間、計988時間にのぼった。さらに、彼らから間接的情報をえた隣人たちの数131家族623人、21村、その他に、それらを合計し、また被面接者の知り合いの農民(彼らの家族も含む)を含め、最大限249家族、1233人のサンプルを著者たちは作ったという(補論I 344ページ)。なお、著者らは、3時間当たり9ドルの謝礼(つまり、合計2964ドル)を調査協力費として難民に支出した。

(注3) 本稿では、あくまでも本書のとり上げた問題を際立たせるためにのみ黒竜江省の例を引用した。黒竜江省の農村社会にかんしては、筆者は近いうちにまとまった形で分析結果を発表する予定である。

### I 分析枠組

具体的な問題にかんする本書の分析内容と、関連する諸問題の検討に入るまえに、本書の一つの大きな特色である分析枠組について触れておきたい。

パリシュとホワイトは難民との面接情報をコード化し、それにもとづいて作業仮説(IV節で説明する)実証のための統計的検定作業を行なう。まず、農村社会、あるいは村落という一つの社会システムの構造を決める複数の要素をとり出し、その要素の性質をコード化する。次に、村落、そして／あるいは主体(たとえば生産隊や個人)の特性——以下特性因子と呼ぼう——をコード化し、これら2種のコード化された情報をもとに、村落の主体の特性が、村落社会システムの要素とどの程度に関連しているか、グッドマンとクルスカルのガンマ(Goodman and Kruskal's gamma)(注1)つまり一種の順位相関分析によって調べる(一例が第3表に示されている)。これにより、定性的に表現されてきた村落内の構造的諸関係が定量化され、より明瞭なイメージを得られるようになったばかりではない。中国の農村社会の変化のパターンについて一定の含意が得られ、著者らの最終的な結論、あるいは仮説を導く用意ができることになる。

本書の全体の構成を知るうえで、また本稿II~IV節における紹介を容易にするうえで、著者らが本書の中

でとり上げた村落システム要素と、村落の特性因子について説明しておくべきであろう。まずシステムの要素であるが、著者らが上記相関分析にとり上げたシステム要素の指標は、ほぼ各章の題名に対応して第1-1表のようになっている。この表からも明らかのように、村落システムの要素として著者らは主として家族内・間の社会的、文化人類学的関係を取り上げている。これは、著者らが社会学者であることに大いに関係しているが、経済的要因、政治的要因を全く無視しているわけでもない。経済的要因については第1-1表の1~4がそれに当てはまるし、相関分析の対象にはしなかったが、第7章(地位と権力)の中で、村落内のリーダーシップの階級関係、地位の相続性について、やはり難民情報をもとに詳細な分析を行なっている。とはいえ、本書における中国農村社会分析の白眉は、家族を核とする農村の社会構造についてであることはまちがいない。

第1-2表に、本書においてとり上げられた村落の特性因子が掲げられている(注2)。

これについてコメントしておく、まず1-aの「政治密度」(political density)とは、村落における政治的組織率のことを指し、共産党員の比率、貧農下層中農協会の存在、および地主、富農比率から合成された指標である。1-bの「政治学習」は経常的な政治学習制度の

第1-1表 本書でとり上げられた村落システムの要素

システム要素指標名	章 (標 題)
1. 穀物収量と労働日単価	第5章(物質的平等・不平等)
2. 機械化	"
3. 消費	"
4. 労働点数と食糧分配	"
5. 集団教育	第6章(医療, 教育, 福祉政策)
6. 集団医療	"
7. 家族構造の単純度	第9章(家族構造と産児制限)
8. 子供の数	"
9. 計画出産	"
10. 結婚年齢	第10章(結婚と離婚)
11. 結婚相手選択の自由度	"
12. 結納金現金比率	"
13. 離婚件数	"
14. 労働の性別分業	第11章(家庭内関係)
15. 夫婦の親近度	"
16. 女性幹部比率	第12章(女性の役割の変化)
17. 生涯(ライフサイクル)儀礼	第13章(生涯行事と儀礼生活)
18. 年間行事	第14章(祭りの年間サイクル)
19. 紛争	第15章(協働と紛争のパターンの変化)

第1-2表 村落の特性因子

1. 行政的因子
  - a. 政治密度
  - b. 政治学習
2. 都市・コミュニケーション因子
  - a. 都市近接度
  - b. 都市青年
  - c. コミュニケーション
  - d. 託児所
3. 経済的因子
  - a. 集団の豊かさ
  - b. 家計消費
  - c. 土地/労働比率
  - d. 海外送金
4. その他
  - a. 大隊規模
  - b. 生産隊規模
  - c. 同族構成
  - d. 非客家人
  - e. 珠江デルタ地域

存否を表わす。2-1 aの「都市近接度」(urban proximity)とは、広州、汕頭に対象村落が近いか否かを測る指標であり、2-1 bの「都市青年」とは、在村の下放知識青年の比重を表わし、2-1 cの「コミュニケーション」とは、就学率、移動映画上映隊の訪問頻度、そして有線放送網の発達程度から合成される村民のコミュニケーションを測る総合指標であり、2-1 dの「託児所」は、大隊または生産隊に託児所・幼稚園があるか否かを示す指標である。容易に分かるように、1の行政的因子が、公式のメディアにより村落社会が変化する回路を代表し、2の都市・コミュニケーション因子が、都市およびマス・メディアを通じて村落を変化させる手段を代表している(第4章)。

1と2の特性因子は中国全土に共通であるが、香港難民の圧倒的大部分が広東省からくることから、広東省に特有の村落の特性因子が3、4の中に含まれている。3-1 dの「海外送金」とは、海外からの華僑送金を受けとる家族が生産隊内に多いか少ないかを示し、4-1 cの「同族構成」(lineage composition)とは、周知のとおり広東省は伝統的に同族組織の発達した地域であり、大隊・生産隊が同族的(単姓)であるか、非同族的(雜姓)であるかを表わす指標である。4-1 dの「非客家人」(non-Hakka ethnicity)は、対象村落が客家系であるか、それとも広東系、潮州系等の非客家であることを示す尺度であ

り、4-1 eの「珠江デルタ地域」とは、村落が広東省の中心地域珠江デルタに位置しているか否かを表わしている(第3章)。

(注1) これについては、Goodman, L. A. and W. H. Kruskal, "Measures of Association for Cross Classifications," *Journal of American Statistical Association*, Vol. 49 (1954) 参照。なお、この文献の所在、およびグッドマンとクルスカルのガンマについては鍋谷教授(一橋大学経済学部)に負うところが大きい。

(注2) 厳密にいうと、本書においてとり上げられた特性因子は、第3表3a'のように、必要に応じて追加・削減される。

## II 農村社会における変化と継続性

そこで、本書における分析内容と主たる結論とを紹介・検討していくことにするが、そのさい、本書の内容を章ごとに整理することはせずに、著者らの問題関心に沿って問題を三つに大別して紹介していくことにする。第1が現代中国の農村におけるシステムの変化(あるいは革命)と、継続性(あるいは伝統)との前節でみたシステムの要素別整理であり、これは本節において行なう。次節では、その村落のタイプによるちがいをとり上げ、最後に、農村社会変化のプロセスにかんする著者らの結論を要約する。なお、本書の利用したデータ(香港難民情報)は1969~74年を対象としたものであることをあらかじめ断っておきたい。

解放以後、そして社会主義化されて以後の中国農村は全く過去・伝統と断絶し、その様相を一新させてしまったのであろうか? それに対するパリシュとホワイトの広東省農村にかんする結論は第2表に要約される。以下、この表を行に沿って少しばかり詳しく見ていくことにしよう。

はじめに、大きく変化したものとして、まず第2表(以下同じ)1A-iii「職業的仲人、宗教專業者、寺院参拝の衰退」、1B-v「迷信儀礼対象の衰退」が特徴的である。解放以後、「非生産的労働」が原則として消滅し、「迷信」が排撃されたために、上記のような変化が農村内に起こったとしても驚くに値しない。しかしながら、「宗教的儀礼」が完全に消滅したかといえ、必ずしもそうではない。

2A-iiiが示唆しているように、先祖信仰(ancestral worship)はかつてより低下しているものの、決してな

第2表 村畜・家族生活の変化した部分, 変わらない部分

	A. 強い行政圧力による	B. 主として規範的影響による	C. 圧力なし, または微小
1. 大きく 変化した 部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 1950年代構造: 土地改革 集団化 新政治組織 旧階級の没落 学校教育の拡大</li> <li>ii. 農業の改善</li> <li>iii. 職業的仲人, 宗教專業者, 寺院参拝の衰退</li> <li>iv. 同族結合と共同体儀礼の衰退</li> <li>v. 文革後の農村教育の改革, 協同医療, 健康管理</li> <li>vi. 産児制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 婦人労働</li> <li>ii. 年長者権力の低下</li> <li>iii. 女性の離婚・再婚権</li> <li>iv. めかけ, 幼児婚の消滅</li> <li>v. 「迷信」と儀礼対象の衰退</li> <li>vi. 家族内の夫婦の役割増大 と新婦に対する扱い方の改善</li> <li>vii. 新しい祝日行事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 分家の早期化と, 兄弟間の 結合度の低下</li> <li>ii. 養子制の低下</li> <li>iii. 親・姻族との協働の低下</li> <li>iv. 持参金制の衰退</li> <li>v. 村の婦人たちの結合度の低下</li> <li>vi. 仲人としての親戚・友人</li> </ul>
2. 部分的 に変化した 部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 物質的平等</li> <li>ii. 私的部門の統制, 市場交易 の削減, 市目の変更</li> <li>iii. 村落間紛争の減少</li> <li>iv. 晩婚</li> <li>v. 政治学習会</li> <li>vi. 女性幹部</li> <li>vii. 女性教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 結婚における相手選択の自由 と若者の主導性の増大, まとめ役の権限縮小</li> <li>ii. 農村託児所</li> <li>iii. 家庭内の先祖信仰の低下</li> <li>iv. 新しい祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 旅行結婚</li> <li>ii. 村落間, および一部の同族 内結婚</li> <li>iii. 老齡者の誕生祝いの衰退</li> <li>iv. 村吏の若齡化</li> </ul>
3. 無視しう る, また は逆向き の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 文革以後の, 採算単位, 労働 点数, 食糧分配の変更</li> <li>ii. 大躍進の公社組織</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 女性の家事労働</li> <li>ii. 婦人労働に対する不平等な 支払い</li> <li>iii. 子供に対する体罰</li> <li>iv. 祝日・生涯の記念事の祝い</li> <li>v. 結婚金融…結婚納金</li> <li>vi. 男子のみによる相続</li> <li>vii. 離婚女性の後見権または財産 権の欠如</li> <li>viii. 埋葬・再埋葬慣習</li> <li>ix. 男児選好</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 父方居住</li> <li>ii. 低離婚率</li> <li>iii. 父一息子間の遠慮</li> <li>iv. 家族養育の型態</li> <li>v. 外での夫婦の遠慮</li> <li>vi. 青年男子の村落定住</li> <li>vii. 家族全体に対する義務の強調</li> <li>viii. 年長者に対する家族の扶養 ・尊敬</li> </ul>

(出所) 本書, p. 319, Figure 4 より。

くならない。ある村では葬儀に年輩の親族が「念経」(読経)を行ない、埋葬のさい占師はほとんど呼ばれないが、多くの村では完全な喪服を着用する。また、墓地の選定には、かなりの村で「地理先生」の類が雇われているし、一般には家族自身が「風水」観念にもとづいて自ら行なう、といわれる。墓前における焼香, 清明・重陽節における儀式, あるいは「家譜」(家系図)の作成

といい、修正された伝統的形式のもとで、信仰やそれをめぐる儀礼は、家族的行事・行為として、すなわち以下に述べるように伝統的な同族性を失った形で、現代においても生き続けてきている。修正された伝統的形式の存続ということでは他の生涯の記念行事(3B-iv)についても妥当し、出産祝い、とくに最初の男児誕生のさいのお祝い、あるいは結婚式は、かつての宗教色ならびに同

族色はなくなったものの、家族・親族の間の盛大な儀式として祝われる（本書第13章に詳しい）。

黒竜江省の場合広東省に比べ伝統の浅い地域だけに儀礼の類はもともとなかったか、残っていたとしても単純化されている。たとえば解放前からの風習であるが、一部の地域ではいまだに子供が死んだ場合はコモにくるんで死体を山に捨て、狼に食べさせる。また、「地理先生」は一部の地域ではこっそり誰かが代行しているものの、多くの地域には文革以後は見られないし、結婚式も生産隊内の人々がかけつけ祝儀をあげたり、簡単な酒宴を振舞うことはあっても、広東省におけるような親族一堂が会する盛大なものではない。広東省以上に人口の移動が激しいせいもあり、清明節や鬼節（旧暦7月15日）に遠くにて墓参できない者は、近くの十字路に行って紙を焼いて墓参の代わりをするという（注1）。

結婚についても、2B-i が示しているように、伴侶を選ぶさいに若者の自由が拡大し、かつての親の決定権や「媒人」といわれるとりまとめ役の役割は低下してきた。また2C-ii が暗示しているように、かつての「同姓不婚」のタブーは破られつつある。ただし、それはまだ部分的であり、著者らの集めたサンプルの55%は、「族外婚」（lineage exogamy）が維持されていることを示している（詳しくは第10章参照）（注2）。とはいえ、1950年の「婚姻法」以降、めかけや幼児婚がなくなり（1B-iv）、かつての家族制度と嫁一しゅうとめ関係の中で絶対的に低かった嫁の地位が向上したこと（1B-vi）は、解放後の中国農村社会における結婚制度に附随した大きな変化といわなければならない。

第3に、上述した点に絡んでいるが、1A-iv「同族結合と共同体儀礼の衰退」が印象的である。解放前の広東省は同族結合がきわめて発達し、陳翰笙によれば同族結合の物的象徴、ないしは物的基盤であった「族田」（同族共有田地）が全省耕地面積の30%にのぼったと推計される（注3）。しかし解放後の土地改革により族田は解体し、また族田と並び同族結合の象徴であり精神的支柱であった「祠堂」（同族の先祖を祭る廟）も破壊されたり、公共用に転用されたりした結果、同族を統合する具体的な象徴は消滅した。消滅したのは象徴にとどまらず、同族間の結びつきそのものであり、1C-iii から明らかとなり、同族間の協働は低下し、代わりに、生産隊内の協働が血縁的原理を超えて作用し始めてきた。著者らの調査した村落間の紛争の変化（2A-iii 参照）の分析はその意味で興味深い（第15章参照）。すなわち、集団灌漑が行な

われ、集団の貯水池が建設され、上級レベルにおいて利害の調整がなされるために、水争いは主要な紛争の種ではなく、土地や家畜をめぐる争いはないことはないが、集団化の結果少なくなったことは否定できない。パーネットが調べた地域の場合、集団組織が強い親族結合により結ばれた伝統的な人々の集団（たとえば同族）をかなり超えたのは高級合作化の時期であったという（〔1〕, p. 415）。生産単位（大隊・生産隊）の同族構成別紛争を調べると（p. 311, Table 45）、単姓大隊、つまり、大隊成員のほとんどが同族関係にある大隊で、予想と異なり紛争がもつとも多し、しかも、生産隊レベルでみると、雑姓隊、雑姓大隊内の単姓隊、単姓大隊のいずれも近隣集団との紛争においてほとんど差がないことが明らかにされた。現在、農民にとってより重大なのは当面の経済的利益であり、親族に対する集団の忠誠心ではない。それゆえ、農民が他の隊の親族と紛争を起こすときには自隊の利益が優先されることになる。こうした同族、さらには親・姻族関係の絶対的、ないしは相対的稀薄化は、のちに述べる家族の役割の相対的強化という事実とちょうど対になっている。

黒竜江省の場合、この親族・同族問題は、元来が同族村がなかっただけに広東省とちがった様相を見せる。親族間の固い結合もみられない反面、親族グループが生産隊内でぼんやりとした「派系」（派閥）を形成することはない。また、村と村、生産隊と生産隊の間で水争いや土地争いは起こるはずもない。なぜなら、水利灌漑が発達していず、土地は比較的豊富にあるからである。ただし、隣りの隊との間で1うねの作物の帰属をめぐる問題が発生する場合のあることが記録されているが、それも大隊幹部によってすんなり解決されるようである。

第4の大きな変化として注目すべきは1B-iの「婦人労働」であろう。解放以後農業労働日数が増加し、とりわけ女性の労働力への参加が著しく増大したことはよく知られている（注4）。広東省においては45歳以下の女性のほとんどはほぼ毎日畑で仕事をしている、という。他方、黒竜江省方正県の場合、朝鮮人の生産大隊は別であるが、漢人の女性は、普通とくに出産後ほとんど働きに出ないという（注5）。これは、黒竜江省の場合自然条件が厳しく、畜力を主体とした農業であるために、女性の体力では通常難しいためと思われる。

しかしながらこのことは女性の地位が男性と同等にまで高まった、ということの意味しない。3B-i、-ii にみ

られるように、男女間の家庭内分業は維持され、婦人労働に対する労働点数は低い（もっとも最近では変わってきたようである）。一方2A-viのように、女性幹部が進出し、村の指導部にある程度参加し始めたことは解放前には想像もできない変化であろう。ただし、生産隊幹部の中に占める彼女らの比率はかなり小さく、しかも女性幹部といっても一般に対女性関係の仕事をするのであり、著者らは、このような女性の地方指導部（local leadership）における役割の低さの原因を、家事の負担、結婚による移動（後出）、婦女連合会の弱さに求めている（詳しくは第12章をみよ）。また、相続すべき資産が解放以後大きく変わったとはいえ、依然として男子のみによる相続が行なわれている点（3B-vi）、また解放前に比べ女性が堂々と離婚・再婚できるようにはなった（1B-iii）ものの、その反面、離婚女性には子供に対する後見権がない点（3B-vii）、相続・離婚面での実質的な女性の権限はやはりまだ小さいといわなければならない。

第5に、第2表では明示的に記されていないが、政治的リーダーシップの構造の変化があげられる（1A-i）。共産党政権の確立と農村革命の進展からこのことは当然であると思われかもしれないが、問題は村のリーダーシップ構造の何が変化し、何が変らないか、という点である。変わったものとして、著者らは(1)村の権力構造のフォーマル化、(2)ポストの増加、(3)リーダーの特徴の変化：女性幹部（2A-vi）、青年幹部（2C-iv）の進出、(4)出身家族の資産・教育とは無関係な幹部登用を挙げ、変らないものとして、村のリーダーが実質的に全て在村者である点と、リーダーになることがより高い官職への踏台ではない点を挙げている（p. 105）。しかし、注意しておくべきことは著者らも指摘し（p. 107）、Unger〔5〕も強調している点であるが、村の多くの者が村のリーダー、とりわけ生産隊長になりたがらないことである。それは解放前と異なり村のリーダーの役割・機能が集団化に伴って飛躍的に増大した（なぜなら組織経済化したから）ためであり、この面の変化は見落してはならないであろう。この生産隊長になり手が少ない点は、黒竜江省農村においても広く観察されるから、恐らく全中国にかなり普遍的な、それゆえ人民公社制度に構造的な問題の一つとみてよい。

次に、中国農村において解放以後も不変なもの、あるいは理念と逆に変化した部分（第2表第3行）に主として注意を払うと、第1に「父方居住」（patrilocal residence）（3C-i）が挙げられる。この制度はすぐ上で指摘した男子相続制、また青年男子の村落定住（3C-vi）にも密接に

関係しているが、家族構造、したがって家族の継承が男子を軸とする父系制と同義である。この制度が現在も中国農村において存続していることは「常識」的すぎるようにみえるかもしれない。しかし、現代中国の社会については何が常識であるかは、事実を一つ一つ確認する作業を通じてはじめて決められる。

Parish〔3〕は父方居住、あるいは一般に男子重視の家族構造が農村社会に対してもつ福祉的意味について、次のような例を挙げている。現代中国の農村においては、公的な福祉措置（たとえば、いわゆる「五保戸」制）・施設（たとえば養老院）が不十分なこともあり、以下に述べるように家族が重要な福祉制度として機能している。そこでもし両親に一人の息子しかいない場合、子供が一人もいない場合、あるいは娘しかいない場合に、その家の行動様式は異なってくる。息子が一人の場合、老年になったとき十分な扶養が期待できなくなる恐れから、両親はもっと息子をもちたがる。もし家には娘しかいない場合、母方居住（matrilocal residence）型の結婚は少数あるとはいえ、「人々はそのような〔同居する婿に養ってもらおうという〕従属的立場に置かれることをつねに嫌ってきたし、所得が上がるにつれ、彼らがそのような境遇に置かれる必要性は小さくなった」。そのうえ、嫁側の村では、とくに同族村の場合、異姓が村に入り、食糧の分与を受けることに抵抗するかもしれない。したがって娘しかいない家庭における「もっとも望ましい戦略は、その娘を嫁がせる金のある義子を見つけることである。そうすれば、二人がどこに住もうと、彼らは夫と妻の両方の両親を養う十分な金をもつであろう」。

ついでにいえば、父系制は中国における階級成分の決定に深くかかわっている。つまり、父親が富農で母親が貧農の場合子供は富農に、逆に父親が貧農で母親が富農のとき子供は貧農にそれぞれ区分される。いいかえれば階級区分は父系により相続される（p. 100）（注6）。

第2の、特徴的な農村社会の不変的要素は家族の役割とその機能である。上述の点から、父系家族制が厳として存在し、また家族のもつ社会保障機能は中国農村においてまだまだ衰えていないことが分かった。そのことから類推できるように、子供は家族が養育するものであり（3C-iv）、学校教育は拡大・浸透してきた（1A-i）ものの、それは家庭内に新しい価値を強引に持ちこむものではないし、年長者に対する尊敬という伝統的価値は維持されている（3C-viii）。一方、家族全体（corporate family）に対する成員の義務は依然として重要視されている（3C

-vii)。著者らがいうように、家庭内 (intra-family) のことについては、政府は政治闘争や集団化でみせたような直接的介入は行なわなかった。重要なことは、すでに示唆されていたことであるが、現代中国になって家族のもつ一部の機能と役割がむしろ相対的に再強化されたことである。祝事や儀式の家庭内化、その反面としての同族制の衰退、家を単位とする集団分配制度、あるいは農村内に託児所が少ないために (2B-ii)、家庭内の老人に依存した幼児保育、等々。

しかしながら家族の構造は大きく変化した。大家族制が消滅ないしは減少し、人々は以前よりも早期に分家するようになり、兄弟間の結合はしたがって以前よりは低下し (1C-i)、夫婦間の関係はいくぶん緊密になり、嫁がしゅうとめに、息子が父親に服従する程度はかつてよりは小さくなった。

第3に、結納金制度 (3B-v) が挙げられる。結婚金融 (marriage finance) は婿側が嫁側に提供する結納金 (bride price) と、逆に嫁側が婿側に提供する持参金 (dowry) に分かれるが、グーディー (Goody) の説によると、前者は経済的に階層化されていない社会に、後者は逆に経済的不平等の大きい社会に多くみられるという (注7)。解放前の中国は「間接的な持参金制」(すなわち、婿側が結納金を渡しても実質的に嫁側はそれを含めての持参金を返す) であったようであるが、1949年以後、著者らにしたがえば、土地所有による身分の差の減少、虚飾に対する批判や同族の役割の低下の結果、持参金制が衰退し、他方結納金制は拡大してきている。結婚は第2表でみたように若者の自由な選択度が上昇してきており、さらに「旅行結婚」という比較的簡素な結婚式が普及しつつある (2C-i) もの、実質的にほとんどの結婚が「礼金」ないしは「聘金」なる結納金を伴う。たとえば結婚の段取りが付き、両家の話し合いが始まると、第2回目には嫁側の親から結納金の要求が提出され、その額は約100元から、ときには1000元以上のものぼるといふ (p. 183)。その結果、貧乏人にとっては嫁探しが困難であるといふ (p. 259)。このような結婚に伴う婿側の負担については、黒竜江省からの帰国者によっても確認される。

「日本と中国は反対で奥さんもちょうど主人の方から金を持っていかんやならない。金がない人はいつまでも奥さんができない。(中略) 今は一番、派手になってな。〔嫁側は〕時計欲しい、自転車欲しい、それからラジオだとか……。また、いい服だとかそういうも

の欲しい、で、それでお金がかかる」(注8)

このような結納金制度の結果、離婚した場合に、時には結納金の一部の返却が妻側に求められることも出てくる。すなわち、結納金は夫個人によって妻に提供したのではなく、彼の家族が提供したものであるから、結納に伴う移転した権利は潜在的に彼の家族がもっているといふ (p. 196)。こうした結納金制度は「売買婚」を否定した1950年婚姻法に違反するし、その時以来、政府・党が進めてきた農村社会政策の精神にも反する (注9)。しかしこの制度が存続したり、あるいはむしろ助長されるのは、著者らのみるところ、その裏にのちに述べる経済的背景があるからにほかならない。

(注1) 『人民公社制度研究の視角と方法：試論』(アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 51-7) 1976年 65ページ(非売品)。

(注2) パーネットは同姓不婚のタブーが基本的に維持されていることを強調しているが ([1], p. 414)、これには調査対象時点のちがいがいる程度左右しているかもしれない。ところで、著者らは、伝統的なタブーが崩壊したために通婚圏が縮小したという、興味ある事実を発見している (下表参照)。この表から単姓大隊の場合24%のケースで同一大隊内、換言すればその大隊が全て同族であるとすればそれだけ同姓不婚の原則が破られ、その分だけ通婚圏は縮小したことになる。大隊レベル以下の小さな村の中から、雑姓隊の場合は27%もの結婚があることは、雑姓隊においても内部志向 (inward-looking) が強いことを物語っている。私の関取りした範囲では、何人かの帰国者は黒竜江省においては、大隊 (自然村) が基本的な通婚圏になっている、と述べている。

配偶者の出身地	単姓大隊	雑姓大隊内単姓隊	雑姓隊
同一村 <small>(大隊よ り小)</small>	6%	17%	27%
同一大隊	18	16	9
同一公社	38	32	34
公社外	38	35	30
計	100	100	100
サンプル数	82	82	88

(出所) 本書, p. 312, Table 46.

(注3) 陳翰笙著、佐渡愛三訳『南支那に於ける農村社会』双文閣 1939年 55ページ。

(注4) これについては、Schran, Peter, *The Development of Chinese Agriculture, 1950-59*, Urbana, Univ. of Illinois Press, 1969 および、Thorborg, Marina, "Chinese Employment Policy in



1949-78 with Special Emphasis on Women in Rural Production," in *Chinese Economy Post-Mao*, J. E. C., 1978 などを参照。

(注5) 『黒龍江省元人民公社員との面談記録』(アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 52-4) 1977年 29ページ(非売品)。

(注6) 『黒龍江省元人民公社員との面談記録(2)』(アジア経済研究所所内資料 調査研究部 No. 53-5) 1978年 50ページ(非売品)参照。なお、地主・富農の娘が貧農・下層中農と結婚すれば彼女の成分は変わり、逆の場合は変わらないという(同、22ページ)。しかし、この点についてはまだ十分確認できていない。

(注7) Goody, Jack, "Bridewealth and Dowry in Africa and Eurasia," in J. Goody and S. J. Tambiah, *Bridewealth and Dowry*, Cambridge, Cambridge U. P., 1973. (本書からの再引用)

(注8) 『面談記録(2)』 81ページ。

(注9) 最近、中国の新聞紙上で「移風易俗、婚事新弁」(風俗を改め、新しい結婚を行なう)が叫ばれている。たとえば北京市のある女性公務員は1977年に婚約したところ、彼女の父親が男性方の提供する100元の結納金の少なさに腹を立て、500元を「彩礼銭」として要求した。ために彼女は自殺したというし(『北京日報』1979年2月28日)、また、上海市松江県のある母親は娘の結婚に当たり贈物を受けつけないと宣言し、節約のために宴会も開かなかったという(『解放日報』1979年1月18日)。このことは、現実には「伝統的な」金のかかる結婚がいまだに広く農村で行なわれていることを示唆している。

### III 村落のタイプと社会変化

I節で指摘しておいたように、パリシュとホワイトは村落システムの要素ないしはその指標と村落の特性因子とを相関させ、村落のタイプによりその要素の現われ方はどのようにちがうのかを、定量的に、統計学的に導き出した。このような分析を通じて、次節で整理する村落の変動プロセスについて、意味のある仮説を引き出すことが可能になる。

はじめに、例示的に一つのシステム要素(ここでは分配制度)をとり上げ、それが村落の特性因子とどのように関係づけられ、また、そこからいかなる含意を得られるのかをみてみよう(第3表)。

表中の「時間制」とは、時間ノルマ制のことで、各人

第3表 村落の特性と労働点数・食糧分配制との関係

	a. 時間制	b. 大衆式	c. 食糧分配制
分配制度			
a. 時間制	—		
b. 大衆式	.08	—	
c. 食糧分配制	-.23	.12	—
1 a. 政治密度	-.37	.26	.16
1 b. 政治学	.49*	.29	.42
2 a. 都市近接度	.10	.09	.74*
2 b. 都市青年	-.28	.20	.54
2 c. コミュニケーション	.17	.00	.47
2 d. 託児所	.32	.43	-.11
3 a. 集団の豊かさ	-.20	.55	.30
3 a'. (労働日単価)	.02	.77*	.53
3 b. 家計消費	-.18	.63*	.84*
3 c. 土地/労働比率	-.56	-.42	.55
3 b. 海外送金	.33	-.18	.08
4 a. 大隊規模	.18	.48	.63
4 b. 生産隊規模	.49*	.43	.10
4 c. 同族構成	-.28	-.23	.00
4 d. 非客家	.10	-.15	1.00
4 e. 珠江デルタ地域	.21	.07	.86*

(出所) 本書, p. 67, Table 6.

(注) 原表掲載のサンプル数(中位数)や、注記については省いた。\*は10%有意を示す。

に等級がつけられ、その人間の1年間に働いた時間数に応じて集団所得が分配される労働点数分配方式を指す。これに対して「作業ノルマ制」という、作業ごとにノルマが決められている方式があるが、1973~74年の広東省では、調査した43隊のうち純粹の時間制が10隊、純粹の作業ノルマ制が14隊、残りの19隊(44%)は両種の混合方式であった。他方、大衆方式とは「自報公議」制のことであり、ノルマ制を廃止し、各人が自主的に労働点数を評定し、大衆が協議するやり方をいう。広東省においては約9割の村で1968~71年のある時期に、多くの反対にもかかわらず実施を強要され、1971年に政府指示があって廃止されたという(p. 64)。また食糧分配制とは、主として「基本口糧」と「工份糧」に分かれ、前者は人口に応じた分配食糧であり、後者は労働に応じたそれである。そこで、以上三つの分配制度にかんする指標に対して、それぞれ高い点数が「平等主義的」制度を示すようにスコアをつける。たとえば、大衆方式が少なくとも1972年まで採用されていたとすればbに高いスコアをつけ、食糧分配制の中で、基本口糧が主な場合にも同じくcに高いスコアをつけるようにする。次に、それら各分配制指標どうし、およびすでに説明した村落特性因子との順位相関を求めて得た値が第3表の数字(グッドマンとクルスカルのガンマ)である。

第3表から次のような結論を導くことができる。(1)労働点数制と食糧分配制との相関は小さい(注: 0.08)。このことは、労働点数分配方式においてより「平等主義的」であっても、具体的にいえば時間制の比重が高くとも、食糧分配においては必ずしも平等主義的であるとはいえないことを示している。(2)行政的、政治的因子(1a, 1b)よりも、生産隊の規模(4b)、土地/労働比率(3c)、あるいは集団の豊かさ(3a)といった物理的、経済的特性にこの分配制度が関係している。(3)比較的豊かな隊において平等主義的分配傾向が強い(たとえば第3表の3a, 3a', 3bとbの関係の値をみよ)。この最後の点からは、毛沢東・文革型の平等主義は経済的豊かさがあってはじめて実施できる、というややパラドキシカルな含意を導けるかもしれない。

このような村落のタイプと社会システム要素との相関分析を、著者らは第1—1表でみたように、合計13個の要素、ないしはその指標について行なっている。その一つ一つについて興味ある分析結果が得られるのであるが、それを網羅する余裕がないので、これらの分析結果全体をとおして、特徴的なことだけをいくつか拾い上げるにとどめたい。

第1に、上記の(2)の結論でもあるが、政治的要因よりも村の豊かさなどの経済的要因が農村社会の構造に一般に強く関係している。分配制度以外にも、集団教育(第6章)、計画出産(第9章)、結婚相手選択の自由(第10章)、結納金(第10章)、および女性幹部比率(第12章)などにおいてその傾向は強くみられる。すなわち、政治的な特性因子である黨員率や、政治学習会の開催の程度と、以上の要素とはそれほどの関係はなく、消費水準の高さや、集団の豊かさといった経済的要因が、政府・党の望むような農村社会の変動と関係が深い。たとえば、消費水準が高く、土地/労働比率が高く、都会との接触の多い村落ほど結納金が安い傾向がある(第10章 Table 36)。これは、そうした豊かな村は嫁側にとって魅力的であり、「結婚市場」(marriage market)において婿側のオフア一価格(結納金)が安くてすむからであると、著者らは解釈する。

第2に、上記の点とちょうど裏返しの関係にあるが、政治的意識の浸透や近代化モデルが含意する傾向は、中国農村において必ずしも十分明瞭に見られない。それどころか、ある場合にはそれとは逆の傾向さえ看取できる。たとえば、近代化は一面では、コミュニケーションの発達を意味し、他面、家族制度をますます核家族化さ

せていくが、現代中国の場合、著者らの分析にしたがうかぎり、コミュニケーションのよい村に住む人々ほど大家族の傾向があるし(第9章 Table 22)、相関は弱い、「近代的、あるいは政府の反伝統的インフレンスの指標と考えた数々の変数(因子)」が、早婚と関連している(第10章 Table 29)。村落のタイプではないが、早婚については、社会的に優位な立場にある(advantaged)者、つまり教育程度が高く、階級成分がよく、幹部である者ほど、近代化論、ないしは公式の見解とは逆に、早婚である点は強調されてよい(第10章 Table 28)。

第3に、とはいえ、全てのシステム要素について上述した傾向が妥当するのではなく、最終的には村落は地域の個々具体的な条件に応じて変化するというべきであろう。たとえば労働の性別分業については民族的構成(ethnic composition)——客家であるか否か——と立地(regional location)に強く依存しているし(第11章 Table 38)、紛争についてはII節で触れたように単姓村であるか否かに関係がありそうである(第15章 Table 44)。著者らは総括の意味で、村落の上記諸特徴を、1)集団生活(collective life)、2)家族生活(family life)、3)儀式生活(ceremonial life)の3側面における農村の変化と結びつける(第4表)。ここで集団生活とは、労働点数、食糧分配、集団教育、集団医療等の、農村における集団行動にかんする変動要因を総合したものであり、村落特性因子との関係する相関係数を単純平均して第4表第1列の数値を求めている。同じく家族生活とは、家庭の構造、平均結婚年齢、結婚相手選択の自由等、家族や家庭にかんする要素の総合であり、儀式生活とは、生涯の、また年間の儀式の2要素・指標を総合したものと捉える。第4表第2、3列の数値は第1列と同様にして求める。

叙上のごとく恣意的な総合化・平均化であることを念頭に置きつつ、第4表にみられる諸関係から、次のような興味ある仮説を導くことができる。第1に、いくつかの村落特性、とくに政治的密度、農村における都市青年の比率、家計消費水準、同族性については、総合すれば上記3側面における変化との関連が薄い。たとえば都市から下放青年がやってきてもそれによって村落の構造が変化するわけでもない。また黨員が多くいても、あるいは貧農・下層中農が多くいたとしても、それによって農村生活はほとんど影響されない。この最後の点から、中国において最近まで使われてきた、1950年代の階級カテゴリーが農村における意味のある利益集団(interest groups)をもはや表わすものではないことが含意されるが(p. 330)、

第4表 村落特性別の農村生活の変化

	集団生活	家族生活	儀式生活
1 a. 政治密度	.02	-.01	.00
1 b. 政治学習	.28*	-.06	.00
2 a. 都市近接度	.23*	-.01	.11
2 b. 都市青年	.01	-.05	.03
2 c. コミュニケーション	.17*	-.11*	.11
2 d. 託児所	.14	-.12	.42*
3 a. 集団の豊かさ	.16	.03	.11
3 b. 家計消費	.05	-.01	-.05
3 c. 土地/労働比率	.05	-.07	.12
3 d. 海外送金	.02	-.10	-.36*
4 a. 大隊規模	.02	.05	-.24*
4 b. 生産隊規模	.20	-.11*	-.09*
4 c. 同族構成	.08	-.02	-.08
4 d. 非客家人	.04	-.13	-.24
4 e. 珠江デルタ地域	.33*	-.02	.06

(出所) 本書, p. 329, Table 48.

(注) 原表掲載のサンプル数, 注記については省略。\* は10%有意を示す。

最近の中国における農村階級政策の変更を考えると、この含意は説得的である。他方、党員が数多くいたとしても、党員は党中央の農村政策を忠実に実行し、農村に現実的变化を惹き起こす「伝導ベルト」に常になるとは限らない。その一つの理由は、私の考えでは、農村の基層幹部と大衆による党中央・国家に対抗した「結託」があるからである。たとえば、ある黒竜江省の農村の場合、

「……もしそういうこと〔隠し田を指す〕を国家が知ったらどうなりますか？」

公社の古い幹部は知っていますが、新しい幹部は知っていません。〔しかし〕人民に依拠する、というでしょう。(中略)下がつまり人民です。党員と大衆は全く同じです。党員は大衆が評価して、この人は党員の資格があるといますし、大衆がこの人は党員の資格はないといえ、すぐはずされてしまいます(注1)

第2に、集団生活の変化のもっとも著しい村は、肥沃な珠江デルタ地帯にあり、都市、コミュニケーションの影響を受けやすく、それに恒常的な政治学習制度のある村である。これは、平均すれば近代化論的な説明が農村の集団生活の変化により妥当することを示している。すなわち、伝統的に経済的に進んでいる村、都市の影響が強い村で新しい集団の事業計画や政策の採用に積極的になる。逆にこのことは、先に挙げた分配制度の例がそうであるように、貧しい地域では政府の望む社会主義事業が行ないにくいことを意味する。

第3に、家族生活の変化については一般に村落の特性

とは強い関係はなく、さらにマイナスの関係さえ見出せる。このことは、家族生活については、どのような村がもっとも変化しやすいか特定できないことを示している。同様に、黒竜江省農村についても、家庭の構造や家族内の関係について、村落間の差異はほとんど見出せず、それゆえ、村落特性因子との相関はゼロに近いと想定できる。私の考えでは、これは、集団生活や儀式生活に比べ、家族生活は人間のいわば生存により深く関係した普遍的な生活であるために、その地域的差異はより小さいためと思われる。

第4に、儀式的生活の変化にかんしては、ある種の特性をもつ村落が比較的簡素化された、世俗的な儀式生活をもち、その村は集団ないしは家族生活の面で際立ってはいないことが分かる。それらの特性とは、保育所の有無、海外からの送金の程度、大隊規模である。これらの因子がなぜ他の因子よりも儀式生活に関連しているのか、著者らによっても十分納得のいく説明は与えられない。しかし、政治的に発達した下部構造をもつ村や、より豊かな経済、あるいは近代の影響によりさらされている村が、政府の理念である伝統行事の簡素化を行なっている証拠はないことは記憶されてよい。

かくして、「ここにおいて、村内にはっきり『社会主義的』な人間がいるにはいるが、一概により『社会主義的』あるいは『進歩的』である村はない。地域(localities)には、地方独自の条件に対応して採用される新・旧の慣行と習慣の複雑な組み合わせがみられる」(pp. 331-332)。これは当然すぎるほど当然な結論とみえるかもしれない。しかし、従来の、とくに日本における単純化された革命中国の村落理解に慣らされてきたわれわれには、この常識的結論が非常に新鮮なものに映る。今後は、単に中国農村における地域的差異を一つ一つ確認していくばかりではなく、それが農村という一つの社会システムのどの要素の差異なのか、またその差異はなぜ、どのようなメカニズムの下で生まれてきたのかを、説得的に説明できる非公式論的な、それゆえ著者らのいう「柔軟なアプローチ」(p. 332)が求められてくるであろう。次節で要約するのは、そのような方向での著者らの結論である。

(注1) 『黒竜江省元人民公社員との面談記録』

57ページ。

#### IV 村落の変動のプロセスと現制度の安定性

一つの社会システムを、ある方向へと目的的に変化させようとする場合、三つの異なるアプローチが考えられ

ると著者らはいう。一つは、マルクス主義的な、中国の公式的な見方であるが、所有関係と上部構造を変革し、イデオロギー工作と政治的リーダーシップを伴った大衆運動を変化の動力とするやり方である。一つは、著者らが「全体主義論」(totalitarianism)と呼ぶもので、公的なアメとムチにより強制的に変化を惹き起こそうとするやり方である。第3が「近代化論」(modernization)のアプローチであり、人々が「近代的」活動に従事したり、あるいは自らを「近代的」価値観にさらすことにより新しい環境に自己を適応させていく、と考える立場である。

他方、社会の変動メカニズム、ないしは変化を惹き起こす動力という面で見ると、次の三つが考えられる。一つは行政的制裁(administrative sanctions)であり、全体主義的アプローチは主としてこれに頼る。一つは規範的影響(normative influence)であり、中国の公的理念がもっとも期待したものである。そこには i) コミュニケーション, ii) 幼年時代の社会化, iii) 社会的圧力の動員、という三つの異なったルートが想定される。そしてもう一つは構造的変革(structural transformation)といわれるもので、公式のアプローチ、および近代化論が重視するメカニズムである。行政的制裁や規範的影響が、直接的に人々の行動様式や態度を変えるのに対して、構造的変革の場合、構造そのものを変えれば人々はそれに適応して、すなわち間接的に、自己の行動・慣習を変えていく。現代中国の農村における変動のメカニズムは、著者らの挙げた以上三つのうちどれがもっとも妥当するものであろうか。もしも行政的制裁が主要な変動メカニズムなら、強力な政治組織のあるところに変化はより大きく発生するであろうし、規範的影響なら上記 i) から iii) までの三つのルートが効果をもっていたはずである(注1)。

前節までの分析結果から、著者らが立てたこれらの作業仮説はある程度までは検証できた。したがって、そのことにもとづいて、想定されるもっとも合理的な変動メカニズムの抽出が可能となる。変化の起点が、1950年代における政府主導の制度変革であったことはまちがいない(第2表-1A-i 参照)。それ以後、行政的圧力による変化があり(第2表第1列)、主として規範的影響を通じての(と著者らがみる)農村社会の変化もあった(同、第2列)。しかし、1960年代以降の農村社会全体の変化からみれば、これらの変化は小さなものであったといえよう。第1に、村落の特性のうち、行政的因子(1a, 1b)は政府の理念・政策が期待する変化とは必ずしも密接な

関係がない点が前節で明らかにされている。第2に、第2表に掲げられた変化した部分の多くは1950年代に起きていることに注意する必要がある。第3に、近代化論は部分的に農村社会の変化の説明力になることを前節で指摘したが、それは近代化に伴う因子が村落社会の構造変革をもたらすことを暗示している。

このようにして、現代中国の農村社会変動の主役はむしろ構造的変革であり、農民たちは1950年代に出来上った村落(および家庭)構造に自己を適応させ、そこに組み込まれた団結性(solidarities)、義務(obligations)、そして利害(interests)に反応するようになったのだと著者らは考える。政府の直接的努力、たとえば政府・党による勧告や制裁、すなわち上述した行政的制裁と規範的影響は変化を惹き起こさないわけではない。ただし、農民たちがそれを自らが属する集団の新しい義務や利害との間で秤量するのである(pp. 333-334)。

こうした農村社会変動のプロセスは、私からみればあくまでも仮説でしかない。問題はそのような仮説がどれだけ中国農村社会の現実の推移を、他の仮説よりも説得的に説明しうるか、そしてまた中国社会の諸問題に接近するより有効な視点を提供しうるか、にある。著者らのこの仮説を使えば以下のような説明を導くことができる。すなわち、政府が望む農村社会の変動、たとえば人民公社制度における採算単位の引上げも、こうしたメカニズムを考慮に入れなければ実現し得ず、それを無視して1958~60年の、また1968~71年におけるような行政的、強制的な引上げ政策は、究極的には農民たちの積極的、消極的抵抗を受け、失敗に帰したのであると。

またこの変動仮説の背景には次のような「農民観」が含まれている。構造的変革を実現する主体、つまり中国の農民は、全体主義論が前提とする被動的な人間でも、あるいは公式理念が期待する自発的、能動的、平等主義的「社会主義人」でもない。あるいは彼らは根っからの「利己の人間」「経済人」でもない。彼らは、「地域の村の環境にある、独自の一群の問題と機会に、この環境が提供しうる保障と満足を最大化するために対処しようと努める、柔軟で、家族志向的な人々」(p. 337)である(注2)。彼らからすれば、たとえば先に挙げた結納金制も、新しい構造(環境)が提供する利益を最大化するための一つのとり決めにほかならない。すなわち、著者らの解釈では、中国農村における女性の動員・労働力化が女性の「経済的価値」を高め、父方居住制のもとで嫁は夫の家に嫁ぐのであるから、結納金とは、嫁の経済活動への権利が

彼女の家から夫の家族へ移動することに対する代価でもある (pp. 186-187)。もちろん、ここにいう農民の「満足」とは決して全てが経済的、物質的なものではない。伝統的な儀礼や祭りが現在においても広東省農村に、修正された形ではあれ生き続けていることはその満足が広義のそれであることを物語っている。

以上の議論から、現在の人民公社制度、あるいは中国農村社会の構造的安定性を導き出すことも可能になる。公社は農民の活動に多くの制約を課してきた。移動の不自由、作物の直接的、間接的作付指令、私的活動に対する制限、等々。しかし、ほとんどの村で彼らは過去よりは現在の生活が安全なことを知っている。基本的な医療や福祉、教育の提供、飢餓からの自由、そしてこれらの総合的指標として幼児死亡率の低下……。そのうえ、時には政府、幹部による気まぐれ的な干渉 (例: 「林彪・四人組」による……と現政権は批判する……生産隊自主権の侵害) はあるが、彼らは親族、近隣からの相互扶助を期待でき、自らの生活の中でもっとも中心的役割を占めてきた家族的義務 (familial obligations) の強い感情は損われることはなかった。著者らは、中国農村における全般的な変化のパターンは、「行政的制裁と構造的変革との相互作用 (interplay)」であると述べたが (p. 320) (注3)、そのことをいいかえれば、農民の生活は政府の指示や政策との「不完全な妥協」 (p. 337) からなり立っているということになろう (注4)。

(注1) 以上は本書第2章における議論の要約である。ただし、ここでの議論にとって都合のよいように、私なりに削除・加筆してある。

(注2) Unger [5] は、チェン村の人々の行動原理を次のように表現している。「[彼らは]他のどこの農民と同じように、自らの所得を最大化する以上のことを望んでいる。彼らはこれを彼らの経済的生存機会の最大化欲求とバランスさせるのである。」

(注3) 著者らによれば、規範的影響は行政的制裁を伴わなければ効果的ではない、という。

(注4) 中国の現代の農村生活が安定的であり、それなりに機能しているとすれば、情報提供者である難民たちは、なぜそのような社会から危険を犯してまで離れたのか、という素朴な疑問がすぐに湧く。それに対して著者らは、彼らの香港への脱出目的は、多くの場合、ある種の機会、たとえばより高い教育、より有利な職業、親戚との再会、さらには配偶者を与えるためであり、それは1949年以降中国に建設された社会全体

を彼らが拒絶したものと必ずしも意味しない、という (p. 345)。

## V 結びにかえて

### —— 若干のコメント ——

このように述べることは過大評価のそしりを受けるかもしれないが、過去数年に出版された現代中国社会に关する研究の中で、本書は恐らくもっとも秀れた業績の一つといえるであろう。本書から、現代中国農村社会理解のための新しい視角を私は得られたような気がする。終わりに、パリシュとホワイトへの批判ということではなく、私自らの研究との関連で、本書を通じて感じた二、三の問題を記しおきたい。

第1に、II, III節において示唆しておいたように、最南端の広東省農村と最北端の黒竜江省農村との地理的・自然的条件のちがいが、それ以上に歴史的条件的差は大きく、中国全体について一般化された農村像を描くことは非常に難しいことである。本書の著者らは、「地域における地方独自の条件」を広東省内部においてさえ強調した (III節参照)。それゆえ、生産隊一大隊一人民公社一県一省の各レベルの地域間の細かな比較・対照が要求される (注1)。重要なことは、こうした作業を通じて一般化された農村ないしは人民公社像を作り上げていくというよりも、そこに見出される社会的諸事象・諸関係、本書の言葉でいえば農村の変化を説明する仮説を少しずつ用意していくことであろう、と思われる。著者らは、本書の分析結果の他地域に対する適用可能性について触れ、「広東の特殊性はあるものの、他地域における農村変化の理解にはやはり適切 (relevant) である」 (傍点——引用者) と述べているが (p.29)、それは上記のような意味と解される。

第2に、したがって、広東省農村社会研究の中で発見された仮説は、必ずしもそのままの形で黒竜江省や他の地域の農村には妥当しないし、他方1970年代初期を説明する枠組は全てが70年代後期に妥当するとは限らないことである。たとえば、著者たちは産児制限運動の成功の多くは農民たちの自然な、前節での言葉を用いれば新しい環境に適合した要求の結果であるとみるが (p. 153)、少なくとも黒竜江省農村における数年前から実施されている強制結紮手術による避妊は、そうした農民の「要求の結果」であるとは思われぬ。また、ある時代においては「迷信」は消滅し、ある時代にはそれが復活するが、これらのことは著者らのいう「構造的変革」と「行政的制裁」、ないしは農民の要求と政府の圧力との相互関係

第5表 労働日単価の変遷——広東省—農村地域の例

年	チェン村の1生産隊	豊かな県の1生産隊
1964	0.50	
1965	0.90	
1966	0.90	
1967	1.00	1.50 <sup>+</sup>
1968	1.15	1.50
1969	1.10	
1970	1.00	
1971	1.00	
1972	0.90	0.90
1973	0.80 <sup>+</sup>	0.90
1974		0.80
1975	0.45	0.50

(出所) Unger [5], p. 50, Table 1.

(注) + は「……以上」を示す。

が時と所により変化することを示している。

第3に、著者らは現制度の安定性を強調しているが、それは果たして他地域についてもいえることであろうか。少なくとも1978年までは全国各地にかなりの借金農家(「超支戸」)が存在し、そのことが1978年末の三中全会における農産物価格引上げ等の政策転換を惹き起こした一因であることは留意されておいてよい(注2)。ではなぜこのような事態が起きるのであろうか。私は、それは公社制度に内在する構造的な問題であると考え。著者らも正しく指摘したように(第5章)、現在の制度のもとにおいては、生産単位・地域間の格差縮小の望みはない。その結果、貧しい単位・地域にはおいては容易に「悪循環」のワナに陥る可能性がある。Unger [5]は、第5表のような具体的な労働日単価の変遷を追い、公社制度の生産・分配メカニズムには一種の「悪循環」が発生しうることと示唆した。すなわち、チェン村の場合1968年をピークに、また近くの豊かな県の場合1967年をピークに、それぞれ労働日単価は1975年まで一貫して低下している。すなわち彼らの集団部門からの所得は減少してきた。なぜこのようなことが起きるのか、そのメカニズムを解明することにより、人民公社制度の「構造的安定・不安定性」が次第に明らかになっていくものと思われる。これは、本書のような「社会学」を基礎にした、しかしすぐれて「経済学」的問題として追求されるべきであろう(注3)。

(注1) これについては拙稿「人民公社制度研究の視角と方法: 試論」(前掲アジア経済研究所所内資料)参照。

(注2) 「中共中央の農業発展を速めるいくつかの

問題にかんする決定(草案)」(1978年12月)(『中共研究』1979年5月号所載)には、1977年には全国農業人口平均1人当たり毎年の収入はわずか60余元、約4分の1の生産隊社員の収入は40元以下という、農民の食糧消費額に等しいか、あるいはそれ以下の水準の所得しか、集団部門は提供できていない事実が明らかにされている。

(注3) この問題については、筆者は別稿で分析する予定である。

(一橋大学助教授)